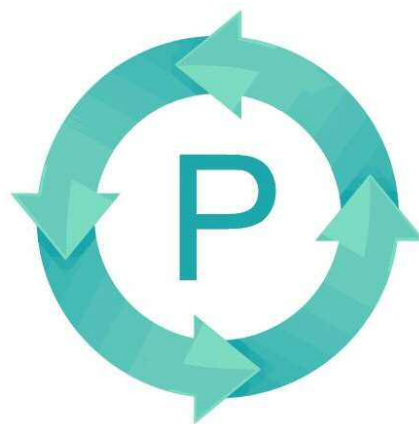


『地域の未来づくり懇談会』 ～意見交換 資料～



平成25年シンボルマーク制定
城北愛と絆を深める



令和5年「あいさつ」シンボルマーク制定
あいさつで“つながり”、誰1人取り残さない
まちづくり



日時 2024年11月5日 10時00分～
場所 城北地区公民館



『地域の未来づくり懇談会』

目的

『協働のまちづくり』を推進する

地域活動・参画

地域

地域と行政の
協働

行政

支援・連携

『協働のまちづくり』とは、市民（地域）と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、対等の立場で協力し合い、公共的課題の解決や地域の実情に合わせたまちづくりに取り組むことで豊かな地域社会を創造しようとするものです。（鳥取市「協働のまちづくりガイドライン」2022より抜粋）

テーマの背景・理由

＊城北コミュニティ計画

住んで良かったと実感できる “つながり合えるまちづくり”の再構築

新型コロナウイルス感染症の流行により、さまざまな活動に制約を受け、活動できない期間が数年間にわたり、この間に失ったものは大きい。

多くの住民が、地域活動・イベントに参画（参加）して、顔見知りになり、ご近所同士であいさつが交わせ、会話が弾む関係になって、「いざという時」・「困った時」に助け合える。「お互い様の精神で、隣人の困り事に気づいたときに話し相手になり、支援が必要なら、それが受けられるように背中を押してあげる」そんな“つながり合えるまち”であってほしいと願っている。

また、ここ数年、人間関係を育む地域活動への参画者（参加者）が固定化（減少）する傾向にあり、地域団体（組織）へと派遣される町内会役員の担い手不足も深刻で、町内会会員の脱退・未加入世帯など、様々な課題が山積している。

これまでの町内会・地域組織の役割とは別に、新たな行政との協働の役割（避難場所の初期開設、望まない孤立の解消、高齢者の見守り、空き家対策 等）への対応も求められるようになり、ますます町内会・地域組織の活動の重要度が増してきていり。住んで良かったと実感でき、立場の違う誰もが「いいね！」と感じる安心・安全なまちづくりの輪を、一人でも多くの住民に広げたい。“つながり合えるまちづくり”の再構築が城北地区にとって喫緊の課題である。

意見交換テーマ①

地域活動の拠点施設としての公民館の役割について

【背景】 **令和6年4月から**、現行の社会教育法に基づく公民館条例が廃止され、地方自治法に基づく、新たな地区公民館条例の運用が始まった。

目的

幅広いニーズに柔軟に応える施設

地域組織を支援する取組の一環

一括交付金制度も一環

地域コミュニティの維持と持続的な発展を支援するセンター的な役割や、**地域防災・地域共生社会を推進する拠点**としての役割を公民館が担う。

主な変更点

- ① 施設の**所管**を教育委員会から**市長部局**へ移管します。ただし、地区公民館で行われる**生涯学習事業**は、引き続き**教育委員会**と連携しながら推進していきます。
- ② 利用制限を緩和し、**公民館を利用できる対象範囲を拡大**します。
- ③ **営利目的で公民館を使用する場合は、施設使用料を徴収**します。

鳥取市の地区公民館について ～住民に最も身近な公共施設～

地域を取り巻く環境が大きく変化

人口減少・少子高齢化・過疎化

生活インフラ

地区外へ



孤独・孤立

町内会
加入世帯
減少

核家族化

災害頻発
・激甚化

公民館

地域活力
低下

買い物
環境悪化

子どもの
貧困

生活交通
縮小



昭和

S24 社会教育法公布

S27 鳥取市公民館を
設置(市教委内)

S35 公民館条例制定

S42 地区公民館を年
～H9 次的に整備
34施設

H16 市町村合併
34⇒62施設

H17 国勢調査で鳥取
市人口が201,
740人。これを
ピークに減少

H19 自治基本条例
制定

同年「地区公民館の活
用策と今後のあり
方(中間まとめ)」で地区公民
館を生涯学習と
地域コミュニ
ティの拠点とし
て位置付け

H20 協働のまちづく
り元年

平成

R3 佐治町コミュニ
ティセンターへの
指定管理導入に伴
い佐治地区公民館
の管理・運営をセ
ンターに移管
62⇒61施設

令和

R5 公民館条例廃止、
設管条例制定

鳥取市の地区公民館について

～住民に最も身近な公共施設～

鳥取市では、地区公民館を地域コミュニティと生涯学習の拠点として
市民と市による参画と協働のまちづくりを推進

地区公民館

社会教育法

- ◇定期講座の開設
- ◇討論会・講習会等の開催
- ◇図書・資料等の利用
- ◇体育等に関する集会の開催

自治基本条例

- ◇住民主体によるまちづくり活動の場の提供・支援

学びの成果を生かした住民主体のまちづくりの拠点

市民と市による参画と協働

豊かな地域社会
の創造

社会教育・生涯
学習活動の推進

福祉等の公益の
増進

運営の見直し

【設置数】61館

※概ね小学校区域に整備

多様な主体と地域
との繋がりを創出

◇社会教育法に
捉われない幅広い
運営

◇民間企業、営利
目的の利用可能

【令和6年4月～】
利用範囲を拡大した
運用開始

鳥取市の地区公民館について

～住民に最も身近な公共施設～

さらに地区公民館の質を高め、住民主体による地域課題の解決や新たな魅力の創出につながる活動を支援



DXの推進

職員の資質の向上

コミュニティ支援の強化



- ★地域コミュニティの維持・持続的な発展を支援
- ★地域防災や地域共生社会を推進する拠点

3. 公民館の使用について

令和6年4月からの地区公民館の使用は以下のとおりとなります。

No.	項 目	使用料	必要書類等	受付可能時期
1	対象区域の住民が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の1年前から
2	対象区域外の住民・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の1か月前から
3	個人・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動以外で使用	有料	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の1か月前から
4	個人・営利を目的としない団体が営利目的で使用	有料(2倍)	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の1か月前から
5	民間企業が使用	有料(2倍)	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の1か月前から

～住民に最も身近な公共施設～

□地域課題の解決や 新たな魅力の創出などを期待□

活
用
例

◎地区公民館を拠点に運行する「共助交通」

◎地区公民館を拠点とした「小さな拠点」形成に向けた取組

◎地域食堂（こども食堂）～食でつながるプラットフォーム

(地域の取り組み) ★具体的な事業の実績

- ◆現役世代を中心とした「城北納涼祭」の実施（令和5年度）
- ◆『城北地区「事業の棚卸」連携協議会』（令和6年度～）

★以下、市担当課よりアドバイスを受けた内容を事前に伝えています

- ①持続可能なまちづくりの確立(点検)を目指して、**地域活動の“棚卸”**に着手しています。その方法や手順、関連組織との連携の在り方について。
- ②鳥取市自治基本条例では、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。』とあります。市として、**公民館職員の業務として**、持続可能なコミュニティの維持と、その充実及び強化にどのように関わらせようとしているのか、具体的に、**どの程度の地域組織業務を担わせるべきか基準等を含めて示してほしい。**
- ③住民と、市行政との「協働」に対する認識に違いがあるように感じています。市行政として、現在、どのような取り組みをしようとしているのか、**住民の役割として、どのような関わり方を期待しているのか。**
- ④積極的に地域課題の解決へ取り組む「**まちづくり協議会**」を、**どのように支援していこうとしているのか、示してほしい。**

意見交換テーマ②

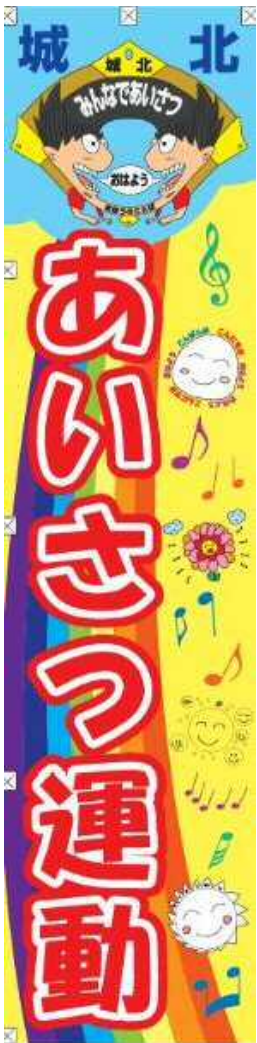
孤独・孤立防止のための「見守り活動」等の在り方・仕組みづくり・活性化について

【背景】

都市化や核家族化により、昔ながらの近所付き合いや、地域のつながりを強めるイベントへの参加者（機会）が減り、町内会加入率も低下傾向にある。地域の人と人との「つながり」が希薄化する傾向にあり、一人暮らしの住民も増え、孤立しやすい環境が生まれてきている。

（地域の取り組み） ★具体的な事業の実績

- ◆『城北地区「支え愛」連携協議会』（令和3年度～令和5年度）
- ◆一時集合場所集合訓練・避難行動要支援者避難訓練・避難場所開設訓練・地域課題（災害リスク）検討会（令和元年度～令和6年度）
- ◆『城北地区「あいさつ運動」連携協議会』（令和5年度～）



令和6年4月1日から「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。市は、地域の見守りボランティアとして「つながりサポーター」を養成し切れ目のない支援を行おうとしている。孤立を防ぐ取り組みとして『あいさつで』で“つながり”、誰一人取り残さないまちづくりを推進する。

「あいさつ運動」を、それぞれの組織が単独で活動したり奨励したりしてきたが、これらを連携して事業化することによって、相乗効果を生み効率的に事業の目的を達成できると同時に、地域に一体感が生まれると考えた。

- ① 「あいさつ運動」シンボルマークを募集します！！
- ② 「あいさつ運動」川柳を募集します！！
- ③ 「あいさつサポーター」制度の取り組み

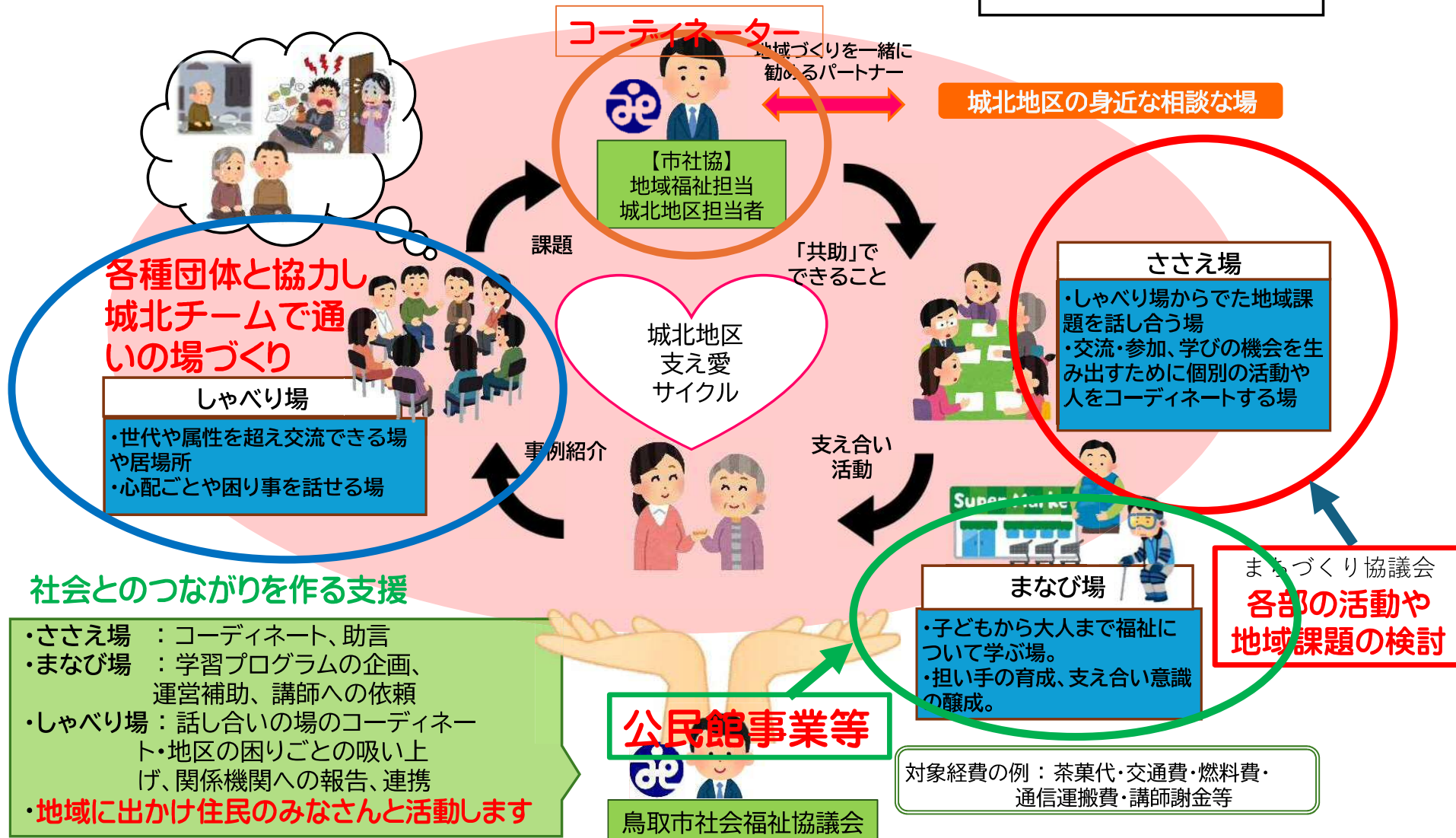


福祉に関わる 情報を集めた 冊子の作成

- ①各種団体（自治連などの地縁団体や地社協などのテーマ団体）の活動の強みが読み取れ、地域の「支え愛」の輪（仕組み）があることが分かるもの。 ＊見守り・生活支援活動
- ②諦めていた困りごとを、解決できる行政サービスがあることを情報提供できるもの。
- ③困りごとを、どの段階で“いつ”・”誰に”・“どこに”相談すればいいのか具体的に分かるもの。
- ④社会（地域）とのつながり（関わり）が出来る場の紹介と、参加方法が分かるもの。
 - ・顔の見える人間関係を育む場
 - ・世代間交流　・お買い物　・おしゃべり　・健康づくり
 - ・楽しいイベント　等

城北の地域づくりに向けた支援（まちづくり）

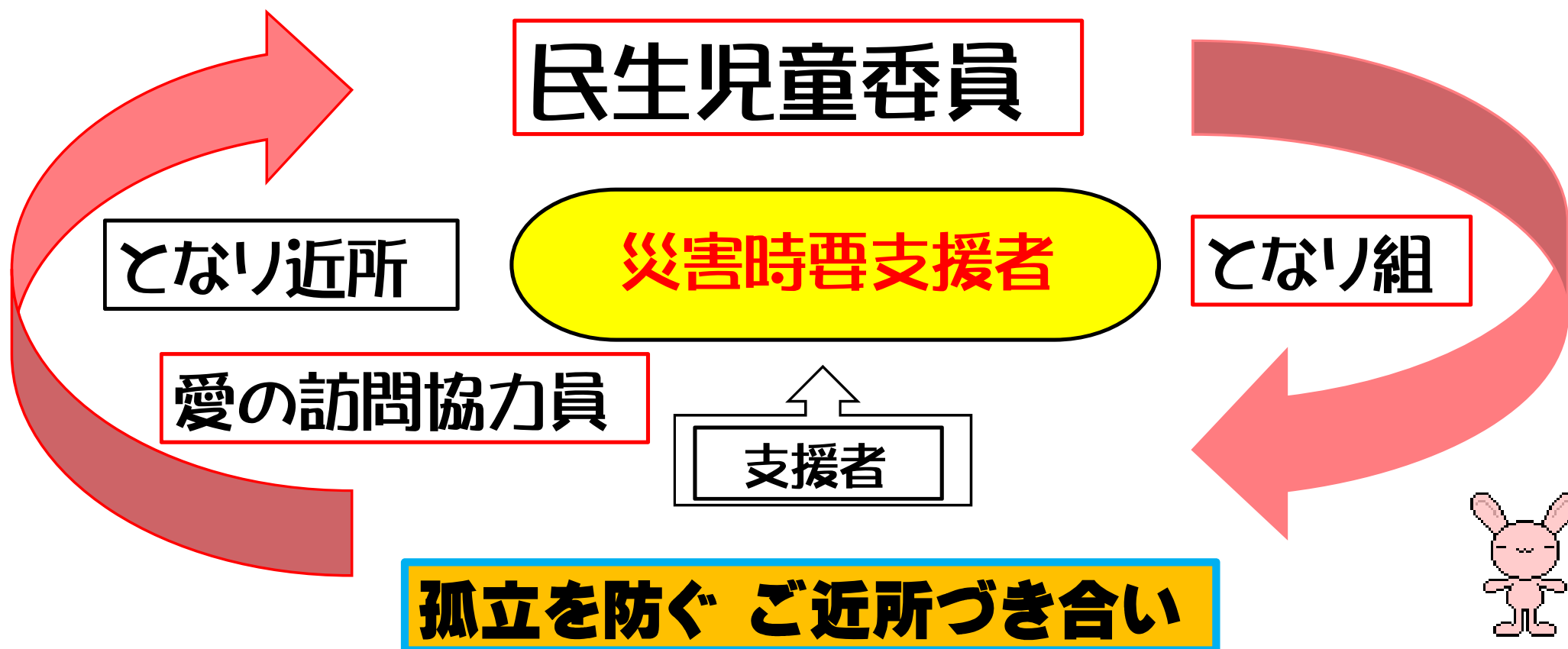
令和3年5月18日説明資料
（鳥取市・鳥取市社会福祉協議会）



城北地区 災害時要支援者「見守り」ネットワーク

①支援者・愛の訪問員協力員・となり組福祉員

* 平時から「見守り活動」担当者を決めておく：民生児童委員がまとめ役



〈鳥取市社会福祉協議会より抜粋〉

愛の訪問協力員：31人

孤独感をなくす

ひとり暮らし高齢者に対して、地域住民による日常的な安否確認（見守り）・友愛訪問（声かけ）を行うことにより、緊急時における支援体制の構築を図ることを目的としています。

鳥取市社会福祉協議会長が委嘱 * 任期：3年間

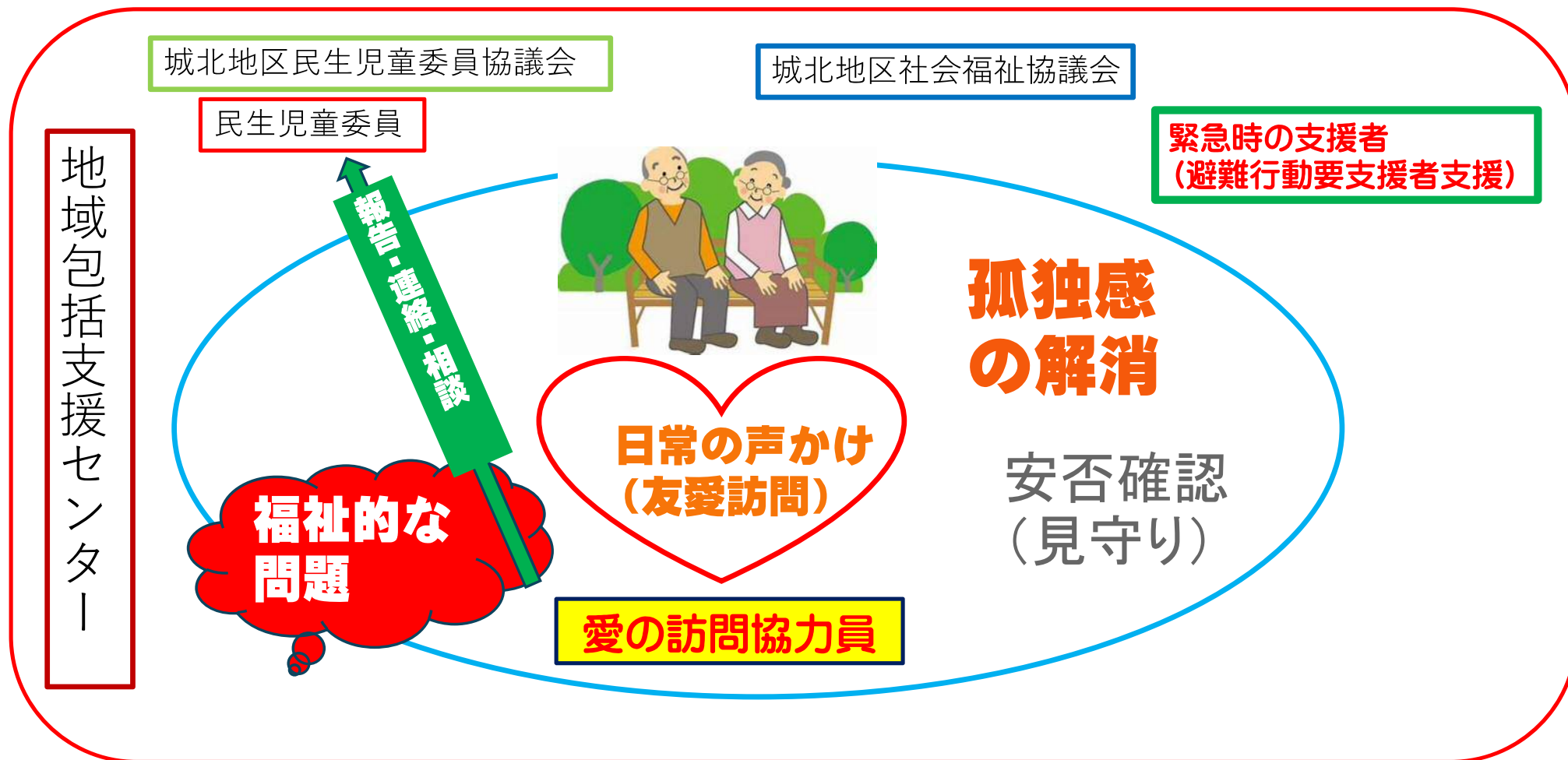
となり組福祉員：89人

地域福祉の推進役

誰もが共に支えあい、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域社会の構築を図り、地域を担う人材を育成することを目的としています。

鳥取市社会福祉協議会長が委嘱 * 任期：2年間

愛の訪問協力員 活動内容図



★以下、市担当課よりアドバイスを受けたい内容を事前に伝えています

- ①地域共生社会の構築を目指しています。「支え合い連携協議会」を機能させて、隣近所の住民の、ちょっとした変化に気づき、課題を共有し解決したり、公的な福祉サービスにつなげたりするための、となり組福祉員・愛の訪問協力員等の活動場面をつくりたいと考えます。地域活動担当者にアドバイスをいただきたい。
- ②福祉の一環として、「見守り活動」・「避難行動要支援者」避難の仕組み(安否確認・情報伝達・動態相談等)をつくり、6年前から訓練として民生・児童委員をチーフに取り組んできました。
しかし、実際の場面では機能していないのが現実です。町内住民への、「避難行動要支援者リスト」の情報伝達も難しい状況にあります。活性化等についてアドバイスをいただきたい。

“つながり合えるまちづくり”の再構築

町内の住民、みんなで協力できることが地域の力・・・。

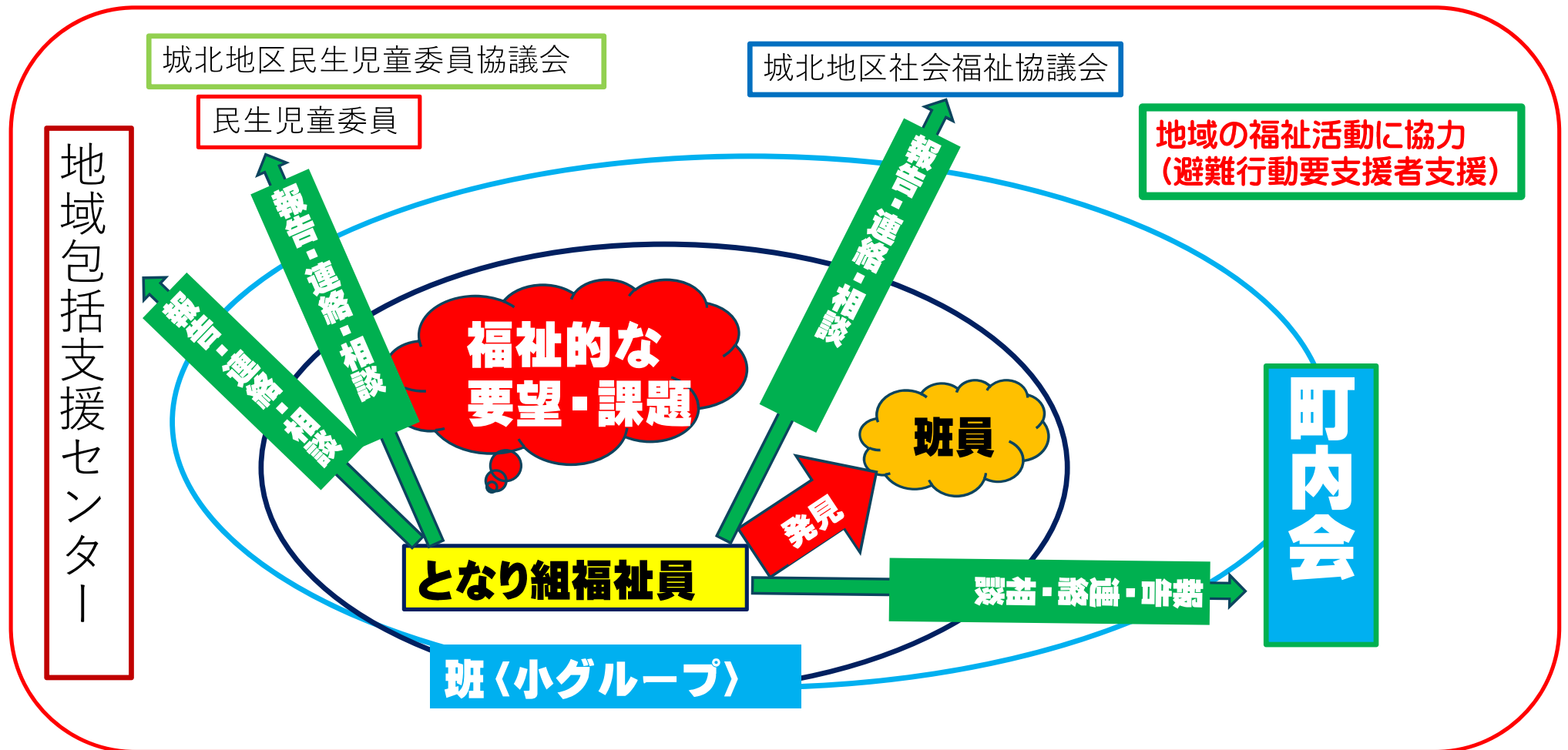


安全・安心 自信と誇り・夢と希望にみちた城北のまちづくり



おわり

となり組福祉員 活動内容図





学ぶ楽しさ

しゃべり場

副次的効果 社会とのつながりを作る支援

- ・世代を超え交流できる場や居場所
- ・外出や歩行・社会参加をうながす場
- ・心配ごとや困り事を話せる場



買い物をする楽しさ



体を動かす楽しさ

「楽しい 通い場づくり」

つくる楽しさ



歌う楽しさ

城北チームで通い場づくり

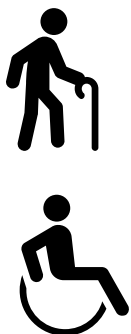


集う楽しさ



避難の手順

避難行動要支援者



被害状況を自己判断し**避難所開設情報**に従って、直ちに避難行動をとる。

水害：**レベル3**：避難準備情報の出た時点で

担当者を明確
にしておく

地震：**震度5弱**：声かけが必要と判断した時点で

声かけ行動

情報伝達・安否確認【訪問し口頭】

相談・危険はないか確認【自宅避難か避難所】

避難の場合はできる限り支援



＊指定された場所へ避難

＊城北小学校が指定された場合

＊真如苑駐車場【200台】

町内の住民



近隣の被害
状況の確認、
＊救助活動

避難所開設情報

移動

「一時集合場所」に
声をかけ合って集合

班ごとに集合し
班長「安否・動静」確認

町内会長に報告

町内会長は人員確認(名簿)後、避難
すべき人がいない場合は搜索を指示

移動



＊城北小学校は
「指定避難場所」

指定された一番安全な場所へ避難

＊城北小学校・城北体育館城北高校 等

＊城北防災会が「自主避難所」を開設した場合は「城北連絡メール」で知らせます。

地震：市からの「避難情報」は出ません。

「住民避難」の確認事項



①災害弱者(要支援者)に、「だれが」、「いつ」「声かけ行動」を実施するのか？

①支援者
②愛の訪問員等
③となり組

避難情報発令
不安だろうか？

情報伝達
安否確認
相談・支援

②災害時に町内住民は、「一時集合場所」に、「どのような」に集合し、

個々の町内で決める

隣近所で声をかけあって

「だれが」町内住民の安否（動態）を確認し、

班長・となり組⇒町内会長・民生児童委員

「どこに」「どのようにして」避難するのか？

指定避難場所
安全な場所

みんなで！！
＊一緒に避難しない場合は「張り紙」

また、避難所での「居住スペース」、「生活ルール」はどうなるのか？





城北小学校



指定緊急避難場所

土砂・地震：**体育館**

洪水・津波：**多目的室(2階)**

■エアコン使用開始

- ①ガスの元栓を開く：オレンジ⇒緑点滅⇒緑
- ②エアコンのスイッチを入れる。

命を守ることを最優先に、**災害の危険から逃れることを目的**とした場所、施設

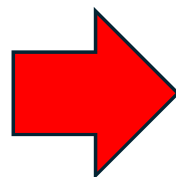
非常持出品持参：水・食料等

■エアコンを切る

- ①エアコンのスイッチを切る。
- ②外の室外機が止まる（音がしなくなる）のを待つ。
- ③ガスの元栓を閉じる：緑⇒オレンジ



指定避難所

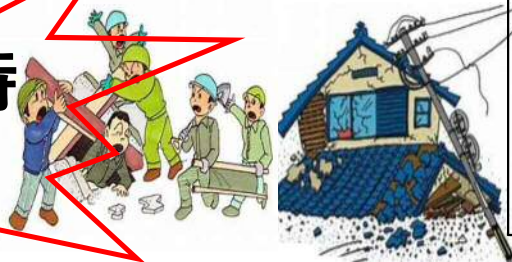


中ノ郷体育館 浜坂小学校

自宅が被災して帰宅できない場合に、一定期間、避難生活を送ることを目的とした公共施設など

災害発生時

- ・ 救助活動
- ・ 安否確認



平時にハザードマップを見て**自宅の災害リスク**を知る

鳥取市で災害が起きた時に、**水害リスク**が高いエリアはどこまでなのか、地震が起きた時に**どこまでのエリアに基盤の心配があるのか**を事前に把握しておくことで、万が一のリスクを下げることができます。

◎災害時における情報収集：鳥取市が防災行政無線を使ってサイレンや音声によって災害リスク・避難情報を知らせます。テレビ・ラジオ・パソコン・スマホからも情報収集できます。

町内の住民

いっとき しゅうごう こえかけ ひなん
一時集合声かけ避難



移動

町内の安全な道路上・公園・空地などの「**一時集合場所**」に声をかけあって隣・近所ごとに集合し「**安否・動静・情報**」の確認。

移動



避難所開設情報（市職員配置）の確認

「一番安全な場所」へ避難

- * 自宅垂直避難
- * 分散避難（自家用車）：鳥取砂丘駐車場等
親類縁者の家・ホテル・商業施設 等
- * 避難場所：**城北小学校 等**
- * 避難所：**中ノ郷体育館・浜坂小学校 等**

* 水害時：城北小学校2階はあくまでも緊急避難（最大4m 浸水）

*『一時集合避難』が機能することで、『救われるべき命が救われます』住民同士で「命」を守る初動の行動

第2条 鳥取市自治基本条例(平成20年鳥取市条例第25号)の理念に基づく市民と市による参画と協働のまちづくりを推進し、豊かな地域社会の創造、社会教育や生涯学習活動の推進及び福祉その他の公益の増進を図ることを目的として、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりの拠点となる鳥取市立地区公民館(以下「地区公民館」という。)を設置する。
(名称及び位置)